

第 35 回 大阪市動物愛護推進会議

議事録

1 日時

令和 6 年 3 月 7 日(木) 午前 10 時から午前 11 時 30 分

2 場所

大阪市保健所（あべのメディックス）10 階 会議室 4
（大阪市阿倍野区旭町 1－2－7）

3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

近藤座長、河中委員、桑原委員、光野委員、吉内委員
オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口主事
事務局

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 堀課長

大阪市動物管理センター 亀本所長

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 片岡担当係長 多田担当係長

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 渡邊係員

大阪市動物管理センター 近藤係員

4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について
- (2) 大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」について
- (3) その他

5 配布資料

第 35 回動物愛護推進会議次第

配席表

大阪市動物愛護推進会議委員名簿

資料 1－1、1－2、1－3、1－4、1－5

資料 2－1

大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱

大阪市動物愛護推進会議開催要綱

6 議事

【事務局（渡邊）】

定刻となりましたので、ただ今から第35回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生課長の堀から御挨拶を申し上げます。

【事務局（堀）】

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長の堀でございます。

各委員の皆様におかれましては、平素から本市動物愛護管理行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、年度末の大変繁忙な時期にも関わらず、御出席を賜りましたこと、重ねてお礼申し上げます

本市では「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、各種の取組を進めているところであり、各団体のご協力のおかげもありまして、殺処分数は着実に減少しております。しかし、近年問題となっております多頭飼育崩壊について、一旦崩壊することにより、収容数及び殺処分数が一気に増えることとなり、本市でも今年度は殺処分が増加する要因となってしまいました。

本問題については、未然に防止することが重要であるため、その効果的な手段である不妊・去勢手術の助成制度を整備し、事業を開始したところでございます。

本日は、本市における動物愛護推進に関する取組みについて、説明をさせていただいた後、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

この会議が実り多いものとなりますことを祈念しまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局（渡邊）】

堀課長ありがとうございました。

開会に先立ちまして委員の方々を御紹介させていただきます。

お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照ください。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 副支部長の河中委員でございます。

公益社団法人大阪市獣医師会 理事の桑原委員でございます。

公立大学法人大阪 大阪公立大学 獣医学部 講師の近藤委員でございます。

大阪府愛玩動物協会 代表の光野委員でございます。

公益社団法人日本動物病院協会 副会長の吉内委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生課長の堀でございます。

動物管理センター所長の亀本でございます。

生活衛生課担当係長の片岡でございます。

生活衛生課担当係長の多田でございます。

動物管理センターの近藤でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府のご担当者にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口主事でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、生活衛生課の渡邊でございます。本日の出席者は以上でございます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第35回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1-1：犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画（概要版）

資料1-2：令和5年度（12月末）「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

資料1-3：高齢者飼養啓発用リーフレット「あなたにもしもの事があったらペットは大丈夫？」

資料１－４：ペットもしもの安心カード

資料１－５：災害時ペットとの同行避難について

資料２－１：多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業について

参考資料 ・大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱

・大阪市動物愛護推進会議開催要綱

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移る前に、座長を選任したいと思います。

参考資料としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第３条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、どなたか御推薦はありますでしょうか。

【桑原委員】

近藤委員を推薦します。

【事務局（渡邊）】

他にご意見はございますでしょうか。

ないようですので、近藤委員に座長席へお移りいただきまして、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

【近藤座長】

ただいま座長に選任いただきました近藤でございます。

微力ながら精一杯努めさせていただきますので、皆様にもご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題１の「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（多田）】

議題 1 について、事務局から説明させていただきます。

本市では令和 7 年の大阪万博開催年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成することを目指し、様々な動物愛護に関する取組みを盛り込んだ行動計画を平成 30 年 3 月に策定し、各種動物愛護施策に取り組んでいます。

資料 1－1 に行動計画の概要版を、資料 1－2 に取組みをまとめたものを御用意しました。

本日は、資料 1－1 の第 4 に記載する取組みについて、資料 1－2 を用いて説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和 5 年 12 月末までの個別項目進捗管理シートを本市ホームページに掲載しております。

項目 1 の『犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現』についてですが、犬猫の収容及び殺処分の現状は 1 ページ目の【表 1】及び 2 ページ目の【グラフ 1～3】でお示ししているとおりです。

犬と猫の収容数、殺処分数はともに昨年度までは減少しており、殺処分数削減率についても、令和 2 年度は 22.5%であったものの、平成 30 年度は 26.0%、令和元年度は 32.1%、令和 3 年度は 34.7%令和 4 年度は 30.2%と目標としている前年度比 25%減を達成していましたが、今年度は 12 月時点で収容数及び殺処分数ともに増加に転じております。

続いて、3 ページ目、項目 2 の「犬猫の殺処分数削減に向けた事業の推進・強化」についてです。

取組方針（1）の野犬対策では、淀川河川敷と南港地区で定点カメラや捕獲檻を用いた野犬の捕獲を行っており、捕獲等の実績は 4 ページ目の【表 2】のとおりです。

捕獲される野犬の数は減少傾向にあり、令和 2 年度以降に捕獲した野犬については、今年度捕獲した成犬 1 頭を除いては、おおさかワンニャンセンターでの馴致の取組みや譲渡団体の協力によってすべて譲渡することができました。

取組方針（2）の哺乳期猫の譲渡については、平成 30 年度から 3 週齢未満の子猫についても、譲渡団体の協力を得ながら可能な限り譲渡につなげるよう取り組んでいます。【表 3】で哺乳期猫の譲渡匹数が令和 2 年度以降減少していますが、これは収容される数が減っていることが原因です。今年度は収容数の増加に伴い譲渡数も増加に転じております。

取組方針（３）の哺乳期猫以外の譲渡についても、おおさかワンニャンセンターで月２回実施していた譲渡会を令和２年度からは毎週の開催に変更したほか、令和４年度からは、譲渡対象の犬猫をHPやSNSを工夫しながら随時紹介するなど、少しでも新たな飼い主の関心が得られるような取組みも行っています。

続いて５ページ目、項目３の「犬猫の適正飼養の推進」についてですが、取組方針（１）マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討については、マイクロチップ装着の推奨や所有者明示の重要性を「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において啓発しているほか、おおさかワンニャンセンターから譲渡する犬猫には原則マイクロチップを装着することにより、マイクロチップの普及に努めています。

また、令和４年１１月からは、マイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度を適用することにより、犬の飼い主によるマイクロチップ装着を推進しています。

続いて６ページ目、項目４の「動物愛護教育の充実」についてですが、取組方針（１）の命の大切さを学ぶ機会の増加については、７ページ目の【表５】に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和２年度以降小学校において「命の時間」の授業は実施できていません。新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、今年度は小学校幹事校長会等で周知しましたが、現在のところ実施には至っていません。

取組方針（２）の飼育体験の充実に関して、動物愛護推進員の学校園飼育動物に係る相談対応について教育委員会事務局及びこども青少年局へ周知しました。

取組方針（３）のふれあい事業の拡充については、【表６】のとおりです。令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出張型のふれあい事業、夏休みのイベントが実施できませんでした。令和４年度は新型コロナウイルス感染症収束の折を見て開催しました。今年度から再開しましたため、参加者数がやや回復しました。

続いて８ページ目、項目５の「動物愛護に関する広報の充実」についてですが、取組方針（１）の広報活動の強化について、ホームページ、市や区の広報紙、SNS（現在の名称がXに変更されておりますTwitter、Facebook、Instagram）等により、適正飼養の啓発、譲渡動物の紹介、動物愛護関連事業寄附金、大阪市の殺処分の現状、街ねこ事業等の広報に取り組むとともに、お

おさかワンニャン特別大使によるメッセージ動画の放映により、動物愛護の普及啓発の促進に取り組んでいます。

続いて、9 ページ目、項目 6 の「動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築」についてですが、取組方針（1）の動物関係の相談に対する連携体制の構築については、まず、資料 1－3 をご覧ください。高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、高齢者向けリーフレットをホームページに掲載し、周知を図っています。また、資料 1－4 をご覧ください。ペットの飼い主にもしものことがあったときの対策として、事前に緊急連絡先を記載し、所持しておく「ペットもしもの安心カード」をホームページに掲載しました。カードは現在作成中です。

また、取組方針（2）の所有者不明猫対策事業の再構築についてですが、街ねこ事業については、手術委託動物病院にご協力をいただきながら、10 ページ目【表 7】のとおり、毎年コンスタントに街ねこの手術を実施しています。

ここまでの説明で何かご質問はありますか？

（質問なし）

それでは残りの項目について説明を続けます。

10 ページ目、項目 7 の「動物愛護関連施設の設置」についてですが、旭区の城北公園内にあり長年使用されていなかった「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、民間団体等が活動できる施設として、令和 4 年 10 月に「動物愛護体験学習センター」を開設しました。

開設以降、本センターでは様々なイベントを実施しており、令和 4 年度は譲渡会、市民向けセミナー、ボランティア交流会、動物愛護推進員研修会、出張型ふれあい教室、本市職員向け街ねこ事業及び公園ねこサポーター制度に係る研修、動物取扱責任者研修会を開催し、令和 5 年度には 12 月までに譲渡会、市民向けセミナー、写真展等イベント、本市職員向け街ねこ事業及び公園ねこサポーター制度に係る研修、しつけ教室、出張型ふれあい事業を実施しております。

続いて、11 ページ目、項目 8 の「ペットにかかる災害時対策」についてですが、取組方針（1）のペットとの避難対策の構築について、平成 29 年 5 月「避難所・開設運用ガイドライン」を改訂し、危機管理室が主体となって各区

にペット同行避難に関する資料を周知するとともに、健康局としてもペットのための防災対策について、HPに掲載するなど市民に向けた周知啓発を行ってまいりました。資料1-5をご覧ください。今年度は、危機管理室と健康局が合同で広報ポスターを作成し、動物病院やペットショップ等動物取扱業者に掲示を依頼しました。

12 ページ目、項目9の「動物愛護関連事業寄附金の活用」についてですが、寄附金額は【表8】にお示ししたとおりです。いただいた寄付金は、大阪市動物愛護管理施策推進基金として積み立て、街ねこ事業や犬猫の譲渡に関する事業に活用させていただいております。

続いて13 ページ目、項目10の「動物愛護推進員制度の再構築」についてですが、令和2年度に「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改正し、動物愛護推進員の拡充を図り、令和5年度からは34名体制で活動していただいております。また、例年、大阪府と合同で開催しております推進員研修会にご参加いただいております。今年度は3月19日に動物愛護体験学習センターにて開催予定としております。内容としましては、大阪公立大学の先生による地域猫活動についての講演、大阪府市動物愛護推進員の今年度の活動内容報告、動物愛護推進員による意見交換等を予定しております。

続いて、項目11の「市営住宅敷地内における猫対策」についてですが、市営住宅を管轄しています都市整備局が、令和2年度に市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定し、要望のある団地のうち条件を満たした1団地において、令和3年度9月からモデル実施を行っています。

続いて14 ページ目、項目12の「おおさかワンニャンセンターの機能向上」についてですが、おおさかワンニャンセンターでは、令和元年度から令和2年度にかけ、犬舎に新たな空調設備や移動式活性炭脱臭装置を設置したほか、令和2年度には、おおさかワンニャンセンター敷地内に、収容犬のためのドッグランを設置しました。その他にも、令和4年2月には本館及び保護室の屋根の補修を行うなど、必要な機能向上を図っています。

説明は以上です。

【近藤委員】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【近藤委員】

項目2の野犬対策についての質問ですが、野犬の目撃数はどのような状況でしょうか。他にも数頭いるのか、目撃がない状況なのでしょうか。

【事務局(片岡)】

全く目撃数がないというわけではなく、過去と比較すると野犬の数は相当減っております。河川敷に野犬がいたと市民から通報があれば、現場調査へ行き、捕獲を試みております。

今年度の捕獲数が1頭ということより、野犬の数は減少傾向にあると認識しております。

【吉内委員】

項目6の所有者不明猫対策事業についての質問ですが、TNRの努力を怠ると、野良猫は増加する傾向にあるので、野良猫の数が減っても、この事業は継続し続けなければならないと思います。大阪市ではどのようにお考えでしょうか。

【事務局(多田)】

現在推進しているこの事業を、手を抜くことなく、より利用しやすい制度に改正していくなどして、継続していきたいと考えております。

【近藤委員】

項目6の高齢者向けリーフレットの置き場所はホームページ以外にもあるでしょうか。

【事務局(多田)】

区役所、福祉関係の事務局に周知し、置いていただくように依頼をしております。

【近藤委員】

自治会には周知していないということですか。

【事務局(多田)】

周知はしておりません。

【近藤委員】

自治会や町内会で周知できたらより効果的かと思います。

【河中委員】

高齢者向けリーフレットはいつ作成しましたか。

【事務局（多田）】

元々あったものを今年度改良し、ホームページに掲載しております。

【河中委員】

区役所によく行くが、見たことがありません。

【事務局（多田）】

今後、改善させていただきます。

【河中委員】

項目6の街ねこ事業について、道頓堀周辺などは、住人が少なく、町会長もそこに住んでおらず、街ねこ事業が実施できないので、改善してほしいです。

【事務局（片岡）】

本事業は、ねこが活動する地域全体の理解が必要で、また、町会長の合意書も必要となっておりますので、今後は柔軟に対応できるよう検討させていただきます。

【近藤座長】

これ以上のご質問がないようですので、議題2「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（多田）】

それでは議題2について説明いたします。

議題1でも触れましたとおり、本市では、行動計画の項目1において多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的として一定の要件を満たす飼い主に対する飼い猫の不妊去勢手術を助成するための効果的な制度を検討してまいりました。

資料1-2の2ページ目のグラフにもお示ししておりますとおり、これまで様々な動物愛護施策の取組みや各団体の方々の取組みのおかげもあり、犬猫の殺処分数は年々減少しております。

しかしながら、多頭飼育崩壊については毎年一定数発生しており、問題となっています。

多頭飼育問題については、飼い主の抱える経済的な問題等により、最も効果的であるとされる不妊・去勢手術を飼い猫に受けさせることができず、その結果、爆発的に繁殖することにより、飼い主の手に負えない状況となることで発生します。行政では、苦情の届出等がない限り、飼育状況など、特に屋内で飼育されている猫については、事前に探知する機会や手段が少なく、またこのような背景で飼育されていた猫は、適正に飼育されていないことにより、人なれしていないケースや感染症等に罹患していることなどから譲渡することができず、ひとたび発生し、大阪市が引取った場合、殺処分数が急増することとなります。

本市ではさらなる殺処分数削減を図るために、殺処分の多くを占める猫について、本問題の課題解決に取り組むことが重要であることから、今年度より多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を検討し、開始することとなりました。

そこで、昨年度末から検討を開始し、事業設計及び関係部署と調整のうえ、令和5年12月に本事業の要綱及び要領を制定し、同時に委託動物病院の募集を開始し、令和6年2月に契約を締結したことから、この度、令和6年2月20日より事業開始することとなりました。

本事業の内容についてご説明します。

資料2-1の1ページ目をご覧ください。

本事業については、一定の要件を満たす飼い主を対象としております。手術対象となるのは、原則、認定された未手術のメスの飼い猫すべてです。

認定の要件については、

- ①飼い主が本市に住民票があること
- ②市民税非課税世帯に属していること
- ③未手術の猫を雄雌混在して3匹以上飼育していること
- ④適正飼養しているまたは適正飼養することを誓約していることとなります。

事業の流れについては

区保健福祉センター生活環境担当窓口で相談や申請受付を行い、

その後、区担当職員が、申請者の自宅にて飼い猫の飼養状況調査を実施します。

申請書および飼養状況調査結果を健康局生活衛生課へ送付し、健康局生活衛生課において書類審査を行い、飼い主及びメスの飼い猫を認定します。

認定後、本市が飼い主と委託動物病院の手術可能日を調整し、手術当日、本市職員が飼い主宅へ飼い猫を迎えに行き、動物病院へ搬送します。

搬送後、委託動物病院にて不妊手術を実施し、1泊入院させます。

翌日、本市職員が動物病院へ飼い猫を迎えに行き、飼い主宅へ搬送し、飼い主へ返却します。

万が一、病気に罹患しているなどの理由でメス猫が手術できなかった場合は、予定されている飼い主宅の他のメス猫の手術を中止し、オス猫に認定を変更し、手術対象を雄に変更します。

手術実施後、3か月から6か月の後、区の担当職員が手術後の猫の飼養状況を確認し、必要に応じ、飼い主へ飼い方指導や相談を受けます。

当事業は約80匹分の手術頭数分である年間約200万円を予算としています。

まだ、事業開始したばかりであり、今後運用をしながら検証し、問題点を改善していく予定でございます。

説明については以上です。

【近藤座長】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【光野委員】

この制度はどのように広報していくのでしょうか。

【事務局（多田）】

現在、ホームページでの周知や、福祉局や区役所への周知を行っております。

【光野委員】

ホームページは見る人がほとんどいないと思うので、回覧板を用いた周知が効果的かと思います。特に高齢者の方はホームページを見る機会が少ないと思います。

【河中委員】

この制度は飼い主本人からの申請でしょうか。

【事務局（多田）】

そのようになっております。

【光野委員】

市民税非課税世帯に属しておらず、福祉局と関わりがなく、3匹以上飼育している飼い主に対してはどのように関わっていくのでしょうか。

【事務局（多田）】

まずは、現場のヘルパーの方々福祉関係者や飼い主に近い方に周知していただけたら、と思っております。

【桑原委員】

この事業における約80匹という手術頭数は、どのようにして算出されたのですか。

【事務局（片岡）】

過去5年において、大阪市内で引き取った多頭飼育崩壊由来の猫の数から平均数を算出しました。

【河中委員】

多頭飼育による近親交配で生まれた奇形の猫は処分対象になるのでしょうか。

【事務局（片岡）】

病気があったり、人馴れしていなかったり、攻撃性の高い猫は譲渡基準を満たせないことが多いです。

【河中委員】

多頭飼育をする飼い主は、多頭飼育を繰り返すことがあるので、ペナルティを課さないのでしょうか。

【事務局（多田）】

飼い方指導は行っております。本制度を用いることで、適正飼養に努めてい

たきます。本制度の使用は1回のみです。

【河中委員】

この制度の手術対象がメスのみとなっていますが、オスメス両方にはできないのでしょうか。

【事務局（多田）】

オスメス両方が理想ではありますが、予算を有効に活用する目的などから、どちらか一方という形になりました。

【河中委員】

マーキングで家が汚れてしまうのを防ぐために、オスも去勢手術した方が良いと思います。今後改善されていくことを望みます。

【近藤委員】

オスの手術ならメスの半額くらいでできるので、ケースバイケースで、例えばオス3匹・メス5匹で飼育の場合はオスを対象にした方が多頭飼育崩壊防止に対して効果的かと思います。

お金がないから手術出来ないではなく、そもそも手術が可哀想と思っている飼い主もいるのではないのでしょうか。避妊去勢手術をしたいが、お金がなく手術ができないと相談されたことはあったのですか。

【事務局（片岡）】

過去の多頭飼育崩壊の事例では、経済的に問題がある飼い主、高齢の飼い主、精神的に問題を抱えているなどの疾患を持つ飼い主がおり、特に経済的・高齢が崩壊理由としては多かったです。

【河中委員】

1匹2匹増える前に手術をしてほしいです。

【光野委員】

多頭飼育は、苦情になってから判明することが多いと思います。飼い主自身が、手術を重要と思っておらず、オスメス分けて飼ったり、ケージに入れて飼ったり、という考えをそもそも持っていない。

【近藤委員】

市民税非課税世帯というのは、外からは分かりません。飼い主と仲良くなり、踏み込んでいかないと、この制度について紹介出来ないのではないのでしょうか。

飼い主本人から相談があればよいのですが、多頭飼育という自覚がない飼い主が多いのではないのでしょうか。

【河中委員】

制度の対象となる飼い主については、福祉局からの報告で把握するのでしょうか。

【事務局（片岡）】

福祉局からもアプローチしてくださると大変助かります。

【桑原委員】

今までの多頭飼育崩壊について、飼い主は個体すべてを把握しているものなのでしょうか。

【事務局（多田）】

把握していないケースもあります。

【桑原委員】

飼い主宅へ市職員が猫を迎えに行って、見た目をもとに手術対象の猫を選ぶのですよね。そうすると、手術している猫をどのようにして把握するのでしょうか。耳カットで識別するのでしょうか。

【事務局（多田）】

本制度においては、今のところ耳カットをする予定はありません。

【光野委員】

一回で全てのメス猫を手術するということでしょうか。

【事務局（多田）】

そのようなイメージです。

【光野委員】

人馴れしていない猫を他人が捕まえることは出来るのでしょうか。

【事務局（多田）】

飼い主に捕まえてもらいます。

【桑原委員】

マイクロチップ制度を利用せずに、見た目で個体情報の把握をするということでしょうか。

【事務局（多田）】

猫の個体識別をするために、飼い主に猫の写真もしくは猫の特徴を描いた絵を準備していただきます。

【河中委員】

制度利用の予定はすでに入っているのでしょうか。

【事務局（多田）】

相談は何件か入っていると聞いております。2月下旬から制度が始まったばかりなので、まだ相談受付という段階です。

【近藤委員】

この事業により、100%多頭飼育崩壊が防げたとすると、収容数は何割減少する見込みでしょうか。

【事務局（片岡）】

昨年度に関しては、収容数が334に対し、多頭飼育由来の収容数が94ですので、1/3～1/4は減る見込みです。

【河中委員】

殺処分方法は、注射でしょうか。

【事務局（亀本）】

注射で行っております。

【河中委員】

赤ちゃんも注射でしょうか。

【事務局（亀本）】

赤ちゃんも注射です。

【近藤座長】

これ以上の御意見、御質問がないようですので、次の「その他」として事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（多田）】

再度、資料1-4をご覧ください。議題1において触れましたとおり、本市では行動計画の項目6において、動物関係の相談に対する連携体制を構築することとして、「ペットもしもの安心カード」をHPに掲載しました。これは、飼い主に何かあった場合に急に飼えなくなるなど、ペットが取り残される問題に対応することを目的として、飼い主の情報やペットの情報、飼い主に何かあった場合の緊急連絡先などをあらかじめ記載し、携帯してもらうカードです。これは高齢者に限らず、単身世帯など幅広い年齢層を対象にできるため、今後、カードを作成し、周知、啓発し、カードを携帯してもらえよう取り組んでまいります。

なお、カードは各区役所等で配架予定としております。

【近藤委員】

ただいまの説明について何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

カードはいつから配架予定でしょうか。

【事務局（多田）】

3月下旬頃を予定しております。

【事務局（片岡）】

納品が3月中となっております。

【近藤委員】

動物病院に配る予定はないのでしょうか。

【事務局（片岡）】

まだ調整はしていませんが、動物病院やペットショップに置いていただければありがたいと思っています。

【近藤委員】

色々なところにカードを置くことで、幅広い飼い主に行き渡るよう期待しています。

【吉内委員】

私共の動物病院で5年ほど前から配布していますが、飼い主の関心はそこまで高くありません。このカードはどう作っても安っぽい作りになってしまいます。持っておきたいと思えるようなクオリティが大事かと思います。

【事務局（片岡）】

今年度作った実物を実際に見ていただいて、ご意見いただきながら変更できるところを変更していきたいと思っています。

【吉内委員】

スポンサーやメーカーと契約してクオリティの高いものを作ってみてはどうでしょうか。キャッチーなものが出来ると、ニュースネタにもなって広がるかもしれないです。

【光野委員】

良いものが出来ると、飼い主間で拡がると思います。写真が入ると、尚良いと思います。

大阪市には、ペットと同行避難出来るような避難所はあるのでしょうか。

【事務局（多田）】

避難所の開設・運営に関しては、避難所の個別の判断となります。

【河中委員】

動物愛護体験学習センターで研修を受けるが、とても不便です。他のところで実施してみてはどうでしょうか。

【事務局（片岡）】

開設したてということで、去年や今年は学習センターで実施しましたが、実際には不便なので、ご意見頂戴いたします。

【近藤委員】

これ以上の御意見、御質問がないようですが、他に事務局から何かありますでしょうか。

その他、御意見等ありませんか。

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（渡邊）】

近藤座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

（連絡事項なし）

無いようですので、第35回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。